

ドイツ帝国主義と貿易政策

——一九〇二年関税改革を中心として——

藤 村 幸 雄

相 次

まえがき

- 一 関税改革の背景
- 二 新関税法の内容
- 三 新関税法の役割と意義

まえがき

一九世紀末葉以降、第一次大戦の勃発にいたるまでのいわゆる古典的帝国主義段階における貿易政策の基本的手法は、今までもなく関税政策であり、その主要な役割は、価格規制をつうじて国内市场から外国の競争を排除し、超過利潤ないし独占利潤の取得を保証して、カルテルなどの独占的組織の形成を促進する点にあった。この点は、

いわゆるカルテル保護関税として、ヒルファーディングの『金融資本論』における古典的規定以来、われわれがいわば定式的に理解してきたところである。

ドイツにおけるかかる保護関税は、一八七九年のビスマルクによる関税改革によって端緒をおかれ、そのご曲折をへたのち、金融資本の本格的形成を背景として打ち出された一九〇二年の関税改革によって確立したといわれている。小稿は、ふつう帝国主義的関税政策の典型とされる一九〇二年の関税改革をとりあげて、その背景や内容について考察し、その帝国主義的といわれる意義をさまざまの角度から検討しようとするものである。いうまでもなく関税をめぐる諸問題は、きわめて多面的かつ複雑な諸要因をふくみ、かんたんには処理し得ない性質のもので、また紙幅の制約もあって詳細な展開は別稿にゆずらざるを得ず、ここでの考察は未熟な試論の域を出ないものである。

やや結論を先取りして述べれば、上述のようなヒルファーディング以来の定式的理解は、全体としては誤まりがないにしても、関税の帝国主義的性質をどこに求めるかについては、なお検討すべき多くの問題を残しているようにおもわれる。ビスマルクによる保護関税政策への転換以来、第一次大戦にいたるまでの関税政策の展開をめぐる重要な問題は、要約すれば次の二点、すなわち第一に、国内的には複雑な対立をはらむ重工業における独占的組織の利害とユンカーを中心とする国内農業の利害を、金融資本の円滑な再生産の保持という観点からいかに調整するか、第二に、対外的には国内市场の確保という消極的、防衛的な側面と輸出市場の拡張という積極的、攻勢的な側面とをどのように結びつけるかという点にあった。一九〇二年の関税改革は、ほんらい矛盾、対立をはらむこれらの諸要請を金融資本の主導のもとに、きわめて巧妙なかたちで妥協的に調整しようとするものにほかなりなかつた。

以下、第一項において改革の実施にいたる背景や諸原因を概観し、第二項で改革の具体的内容および新関税法を基準として更新された通商条約について考察し、ついで第三項においては、新関税率および更新された通商条約のもつ帝国主義的貿易政策としての役割ないし意義について検討してみたい。

一 関税改革の背景

一八七三年にはじまる大不況を背景にして、七九年にビスマルクによってなされた関税改革は、ドイツ貿易政策の展開のうえで重要な画期をなし、「保護関税の機能における一つの変化の開始」⁽¹⁾を意味するものであったが、この時期には、いまだ強力な独占的組織の形成はみられず、したがって、関税を独占利潤獲得の手段として利用するまでには至らなかつた。この改革はさまざまの階層の複雑な利害を反映して、主要穀物および銑鉄を中心とする工業製品に保護関税を設定したものであるが、その性格はすくなくとも当初においては、応急的な不況対策的色彩の強いものであつた。そのご、八〇年代をつうじて関税率は、農産物を中心としてしばしば引上げられ、七九年には一〇〇キログラムあたり一マルクであった小麦およびライ麦の輸入税率は、八五年には三マルク、八七年には五マルクにまで高められている。これはおりから農業恐慌の深化とともに農産物価格が崩落をつけたことに対処して、ウンカーを中心とする国内農業の保護の強化をはかつたものにはかならなかつた。しかし、かかる政策は、一面では生計費の高騰をつうじて労賃の上昇をまねき、ドイツ工業製品の対外競争力を弱め、他面では諸外国の報復的な関税引上げを誘発して輸出市場を狭める結果となり、工業製品の輸出拡大のため、なんらかの貿易政策の転

換が要請されることになった。一八九〇年代に登場するカプリヴィのいわゆる「新コース」政策は、かかる要請に對応するものであった。

九〇年代に展開をみた「新コース」政策の一環としての貿易政策の主たる内容は、中・東欧の主要貿易相手国七カ国とのあいだに関税率の相互的軽減を骨子とする通商条約網（いわゆる中欧通商条約体系 Mitteldeutsche Handelsvertragssystem）を形成し、通商關係の長期的安定をつうじて、ドイツ工業製品の輸出市場の確保、拡大をはかる点にあつた。かかる政策の展開は、ドイツの貿易構造の変容を促進する効果をもたらし、締約国との貿易、とくに工業製品輸出の増大となつてあらわれ、九〇年代後半においては、大不況からの脱出の一原因となつたのである。この時期のドイツ貿易、とくに輸出面の地域別編成におけるヨーロッパ地域への集中傾向は、やはりその要因にもといへるのであるが、通商条約政策が一つの役割を果したものと考えられる。⁽²⁾

しかし、カプリヴィの「新コース」政策は、早くも九〇年代後半には、種々の点で行き詰まりを生じ、貿易政策の再転換＝保護政策の再強化が促されることになった。かような情勢をもたらした諸原因を列挙的に要約するならば、(1)戦闘艦隊の建設とそれとともになう財源調達問題 (2)農業恐慌の深化にともなうウンカーの保護再強化の要請 (3)帝国主義列強間の国際市場争奪戦の激化 (4)対労働者問題をあげることができよう。

まず第一に、ドイツの植民地ないし勢力圏の獲得というかたちでの帝国主義的進出は、先進国イギリスにくらべて非常におくれ、ようやく一八八四年頃から積極化するのであるが、このことは、それまでのイギリスの植民地独占を脅かし、植民地分割闘争における両国の関係を極度に緊迫化せしめ、軍備とくに強力な海軍力の保持が必須の課題となつたのである。そのための具体策として、11回にわたつて艦隊法 Flottenbaugesetz の制定がなされ、(1)

第1表 主要穀物価格の推移

(1000キログラムあたりマルク)

年次	小麦	ライ麦	大麦	からす麦
1891	222	208	171	162
92	189	178	156	149
93	152	135	143	158
94	135	118	132	139
95	140	121	125	121
96.	153	122	130	126
97	165	126	135	134
98	186	145	149	148
99	155	143	144	137
1900	150	143	143	137

Gerloff, W., *Deutsche Zoll und Handelspolitik*, 1920, S. 84.による。

八九八年三月の第一次艦隊法、および一九〇〇年六月の第二次艦隊法)、戦闘艦隊の建造が義務づけられたが、その実行財源としては、わずかに若干の印紙税の引上げと、火酒などに対する関税引上げが可決されたのみで、十分な収入源を確保することなく決定されたのである。おりから帝国財政は植民地経営費、軍事費、国債費、社会政策費などを中心として経費の膨脹をまねいたのに対し、歳入は一九〇〇年の恐慌とそれにつづく不況の過程で伸びなやみ、連年赤字を生じ、艦隊建設財源の余裕はなく、どうしても税収入、とくに関税収入の増加をはかる必要があり、関税率の再引上げが要請されたのである。

第一の原因として、九〇年代においてから農業恐慌の重圧に加えて、通商条約政策による穀物関税率の引下げの影響があらわれて、第1表に示すように、穀物価格の低落が激化し、ヨンカーを中心とする国内農業関係者が、農業保護の再強化を要求する運動がたかまつたことがあげられる。そのための組織としては、すでに九三年二月、農業者同盟 Bund der Landwirte が結成され、全農産物に対する“つりあいのとれた保護” Gleichmassigen Schutz の実現を中心とする綱領をかかげて運動を展開し、ついに九四年以後はいわゆる三大手段 grosse Mitteln (国内消費向外國穀物の國家専売をめざすカーニッツ提案、金銀複本位制導入および投機防止のための取引所改革) をもって強力な闘争がくり返された。⁽⁴⁾ 九七年以降、表示のように穀物価格がいくぶん上昇に転じると、今度は農業労働者の不足 Leutemot を訴えて農業保護の強化を要求した。これらの

運動は、九〇年代には一部を除いてみるべき成果をあげたとはいえたが、政治的にはきわめて強固な組織に発展し、関税政策の再転換を実現するための重要な背景となつたのである。

第三の原因として、この時期に、アメリカ、フランス、オーストリア・ハンガリーなどの諸国が保護関税や輸出奨励金政策を強化し、従来自由貿易体制を固持してきたイギリスにおいても保護貿易運動が展開されるにいたり、帝国主義列強間の市場分割闘争がますます激化した点があげられる。これらの動きは、多分にドイツの保護政策に対する報復という面をもつていたが、とくに九七年のアメリカのデイングレイ関税法による高率の保護関税の設定と同年のカナダの対イギリス本国特恵関税制度の採用は、ドイツのアメリカおよびイギリスに対する通商関係を緊迫せしめ、ドイツとしては、世界市場における競争戦に対処するためには、保護政策を一段と強化する必要に迫られたのである。

さいごに第四の原因として、対労働者問題が指摘される。労働者階級の勢力は、九〇年代をつうじて発展の一途をたどり、帝国議会における社会民主党の議席数は選挙のたびごとに飛躍的伸長をとげた。もつとも労働運動の内部には、周知のように、しだいに改良ないし修正主義的傾向が滲透し、ドイツの通商・関税政策にかんしても、かならずしも一致した態度がとられたわけではないが、一般的には保護関税体系の維持強化策に反対し、そのための組織的な運動が強力に展開された。おりから本格的な形成をみつあつた金融資本としては、かかる強力な労働運動に対抗するためには、「新コース」政策のもとで離反していたユンカーを中心とする国内の農業的利害との結合をはかり、支配体制を強化する必要があつた。かような事情がビューロウ宰相のもとでのいわゆる「結集政策」Sammlungspolitik の登場を裏づける背景となつていていたのであって、保護政策の再強化による金融資本の利害と農

業的利害との調整は、この政策の不可欠の一環をかたちへるものにはからなかつた。

上述のような諸事情を背景として、一八九七年以降、新関税法制定のための準備が開始された。それは形式的にカプリヴィ時代の諸通商条約の期限が一九〇三年一二月末に到来し、その更改交渉にそなえるためであつたが、実質的には保護関税の再強化をめざしたものであつた。そのための調査機関として、一九〇七年一〇月、内務大臣ヨハネスキー Grafen Posadowsky を議長とする「経済委員会」 Wirtschaftlicher Ausschuss zur Begutachtung wirtschaftspolitischer Massnahmen が設けられ、新関税率設定のための準備調査がおこなわれた。この委員会は農業、工業および商業を代表する総計三〇人の委員で構成され、約百回にのばる会議において、一千人以上の専門家の意見が聴取されたといわれる。⁽⁵⁾ 委員会の審議にもとづいて、新関税法案が作製され、一九〇一年一二月帝国議会に提案されたが、これをきつかけとして、議会の内外において、新関税法案をめぐつて激しい闘争がくり返されたのである。新関税法は、のちにみるよつて農業保護の再強化を骨子とするものであつたが、ユンカーを中心とする農業関係者や工業独占資本家層は新法案を強力に支持した。しかし、保護関税による独占価格を享受しない輸出向中小工業や商業資本は、新法案は通商条約政策の展開を困難ならしめて、ドイツ工業製品の輸出を減退させるものであるとして激しく反対し、ユンカーや独占資本家のあいだに激しい闘争が展開されたのである。帝国議会においても、各政党のあいだに激しい論争や議事のかけ引きがくり返されたのち、ようやく一九〇二年一二月一四日、第三読会において賛成一〇一、反対一〇〇、保留一で可決され⁽⁶⁾、ここに一九〇二年の新関税法の成立をみたのである。

- (1) Hilferding, R., *Das Finanzkapital*, 1955, SS. 541～452. 国論次郎訳『金融資本論』(一九四六年、明鏡社、一八七〇年)。
- (2) ハウスホルツ著「金融資本成立期における農場經濟の特徴」[『經濟學論叢』第111卷1号(一九六二年)111頁]や、同書所載たる
S. J. Croner, J., *Die Geschichte der Agrarischen Bewegung in Deutschland* 1909, S. 137.
- (4) Tirrell, S. R., *German Agrarian Politics after Bismarck's Fall, The Formation of the Farmers' League*, 1951, pp. 301—306.
- (5) Sartorius von Waltershausen, A., *Deutsche Wirtschaftsgeschichte 1815—1914*, 1923, S. 415 ff.
- (6) Beidler, F. W., *Der Kampf um den Zolltarif im Reichstag 1902, Ein Beitrag zur Geschichte des deutschen Parlamentarismus*, 1929, S. 52.

II 新関税法の内容

かくして成立した一九〇一年新関税法は、形式的には全文一六条の関税法と付属関税率表から成り、その内容は複雑多岐にわたつてゐるが、重要な特徴はおよそ次の三點に要約することが可能である。⁽¹⁾

まず第一の特徴として、税率構成をみると、⁽²⁾ 工業原料および補助原料については、国内で生産されないかあることは供給が不十分なものに対しては、関税の廢止、軽減もしくは現行関税率水準の据置をはかつてゐる。加工輸出用半製品の税率は輸出競争力が阻害されない範囲にとどめ、一般工業製品については鉄鋼製品、綿製品、羊毛製品などはねおむね引上げられたが、銑鉄は一八七九年のシステムク関税改革以来の一〇〇キログラムあたり一マルクの税率がそのまま据置かれた。農産物は、そのほとんどが相当大幅に引上げられたが、とくに小麦、ライ麦、カラス麦、

第2表 新関税法の主要穀物税率
(100キログラムあたりマルク)

	従来の協定税率	新関税率 (最高)	新関税率 (最低)
小麦	3.50	7.50	5.50
ライ麦	3.50	7.00	5.00
かわら麦	2.80	7.00	5.00
大穀	2.00	7.00	4.00
麦粉	7.25	18.75	
麦芽(大麦)	3.60	10.25	

Croner, J., Die Geschichte der Agrarischen Bewegung in Deutschland, 1909, S. 243. による。

大麦などの主要穀物については、第2表に示すように最高および最低税率 maximal und minimal tarif を設けるいわゆる複関税率 Doppeltarif が採用された。これによって小麦は 100 キログラムあたり最高七・五マルク、最低五・五マルク (従来の協定税率は三・五マルク)、ライ麦は同じく最高七・〇マルク、最低五・〇マルク (従来の協定税率は三・五マルク) に引上げられた。実際に作用するのは主として最低税率であるが、それでも従来の通商条約による協定税率にくらべてかなり大幅の引上げとなつてゐる。このことは、それまで法律にもとづく国定税率と通商条約にもとづく協定税率が別々に存在していたものを、一本の法律のなかにくみ入れ、通商条約交渉とともに nau 協定関税の譲歩に限界を画した点で重要な意味をもつものであった。

第一の特徴は、税率表における課税品目の分類がきわめて細分化された点である。新税率表では、九四六の税目 Position の中に約五、四〇〇の商品記号 Warenbezeichnung が掲げられ、あらゆる商品についてもくわめて精緻な分類がなされている。かような “高度の細分関税率” stark spezialisierten Zolltarif はヨーロッパの関税率と従来の関税率を区別する標識であるともいはれるが、細分化はいさまでなく通商条約や通商協定の締結にあたって、締約国以外の第三国に対する最惠国条款の適用範囲を制限する目的をもつもので、最惠国条款の実質的意義を減殺し、それを形骸化する効果をもつものであった。

第三の特徴としては、通商相手国から差別待遇を受けた場合に最高 100

第3表 通商条約交渉の経過

相 手 国	妥 結 時 期
ベルギー	1904年6月
ロシア	1904年7月
スウェーデン	1904年10月
オーストリア・ハンガリー	1904年11月
オーストリア・ハンガリー	1904年11月
オーストリア・ハンガリー	1904年12月
オーストリア・ハンガリー	1905年1月

Gerloff, W., Die Deutsche Zoll und Händelspolitik, 1920, S. 97.による。

○パーセントの付加税を課する、いわゆる報復関税 *Vergeltungszoll* を発動する規定を設けたことがあげられる。新関税法は、第一〇条においてドイツ品もしくはドイツ船舶に対して他国よりも不利な待遇をおこなう国からの輸入品については、有税品の場合には固定税率の二倍の付加税を課し、無税品の場合には価格の五〇パーセントの関税を勅令にもとづいて課し、さらに通商条約締結国からの輸入品についても、差別待遇を受けた場合には、条約上の権利が害されない限り一般の外国品とみなして付加税を課しうることを規定している。⁽⁴⁾

新関税法の重要な特徴はおよそ以上の三点に要約できるが、農産物を中心とする関税率の再引上げ、とくに主要穀物についての複関税制度や最惠国条款を実質的に形骸化する課税品目の細分化、報復関税制度の設定などは、従来のドイツ関税制度にはみられなかつた特徴であつて、制度自体としても帝国主義的な性格をそなえていたが、ういまでもなく新関税法の帝国主義的な意義はその実質的な役割や効果にもとめられるのである。

新関税を基準として、一九〇四年から五年にかけて七カ国とのあいだに通商条約更新のための交渉が進められた。農産物を中心とする関税率の引上げは、一般的にいって通商条約の締結を困難にするものであつて、これら諸国との交渉はかならずしも円滑に進展したとはいえなかつた。⁽⁶⁾

通商条約更新のための交渉は、一九〇三年夏まずロシアとのあいだで開始された。交渉相手国は第3表にみると、一八九〇年代のカプリヴィによる通商条約網の対象国であった七カ国にしばられたが、このうちベルギー、

イタリアなど主としてドイツに対する工業品輸出に利害をもつ国は、ドイツの一九〇二年関税改革による農業関税の大幅引上げによって大きな影響をうけることはなく、通商交渉の基礎としてそれぞれ現行の関税率を用い、交渉も比較的容易に妥結した。しかし、ロシア、ルーマニア、スイス、オーストリア・ハンガリーなどのドイツに対する農産物輸出を中心とする諸国は、ドイツの主要穀物最低税率の軽減を要求し、さらに税率だけではなくドイツが実施している衛生上の理由による家畜に対する輸入制限などの関税行政上の諸規制を交渉の材料としてもちだし、それらの緩和を迫った。これら四カ国は交渉に先立ち、自国の立場を有利にするためにそれぞれ関税率を改訂し、とくにドイツの輸出利害からむ工業製品の税率を大幅に引上げて、交渉のかけひきの手段として利用している。とくにロシアは、ドイツのロシアからの穀物輸入を他国よりも（とくにアメリカ穀物よりも）優遇すべきことを要求し、交渉はきわめて難航したが、たまたま一九〇四年二月日露戦争の勃発にともなう国内の政治情勢の緊迫化などによつて譲歩を余儀なくされ、ようやく妥結調印をみたのである。⁽⁷⁾これら七カ国との新通商条約案は、一九〇五年二月一括して帝国議会に提案され、可決された。そのご同年八月ブルガリアとの通商条約が妥結して以上の諸条約に追加され、新条約は新関税法とともに一九〇六年三月一日から施行されることになった。施行後さらに一九〇六年五月スウェーデン、一九〇八年一月ポルトガル、一九一年六月日本とのあいだに通商条約が締結されて、新通商条約の体系が拡充された。これらの新条約は、一八九〇年代の通商条約に対して修正条約 Zusatzverträge とよばれ、新しい規定としては、関税紛争に対しても仲裁裁判規則 Schiedsgerichts Klausel が設けられた点（ロシアには適用されない）を除けば、ドイツの農産物関税の軽減引下げ（実際には最低税率の適用）に対して相手国側における主として工業製品関税の引下げを基礎にしており、すくなくとも表面的、形式的にはカプリヴィ条約のあり方が踏襲さ

説、税金の増加は「關稅統一政策の第一」⁽¹⁾ Zweiter Periode der deutschen Tarifvertragspolitik に於ける、關稅統一を強力な武器として、帝國主義的な世界市場の開拓との目的のため、その影響を擴張していく次項の考察にて述べる。

- (1) 新關稅法より關稅額を全般の税關上昇の上昇させた Manicke, *Deutschlands gegenwärtiges Zollwesen, seine Bedeutung und Verfassung, Finanzarchiv*, 1908, S. 267 ff. Commercial Department, Board of Trade, *Translation of the New General Customs Tariff of Germany*, 1903. ^{参考文献}
- (2) 通關轉變よりしたが Ashley, P., *Modern Tariff History*, 3rd Ed., 1920, pp. 112~113. Clapham, J. H., *The Economic Development of France and Germany 1815~1914*, 1921, p. 321. ^{参考文献} たる税關改革は、その目的の上、製造物の生産農産物では、牛、羊、豚、牛乳、等の動物性脂肪、人煙、タバコ、煙草など、工業製品では、火薬、織物、高級織物、木綿、絹織物、紙類、印刷品、建貿易、紡織業者、板紙、木材、木炭、織織用材など、農業用機械などがある。海上税關の町から港へ運ばれる、海上税關の町から港へ運ばれる、海上税關の町から港へ運ばれる。
- (3) Blaust, T., *Deutsche Handelspolitik*, 1929, S. 114.
- (4) Board of Trade, op. cit., p. 8. Plaut, a. a. O., S. 123.
- (5) Schwabe, H., *Deutsche Zollpolitik, der autonome Tarif und die Vertragszölle und der Status quo*, 1902, S. 26.
- (6) 漢關統一の歴史と關係する Gerloff, W., *Die Deutsche Zoll und Handelspolitik von der Gründung des Zollvereins bis zum Frieden von Versailles*, 1920, SS. 97~98. Schippel, M., *Die Preis der Handelspolitik*, 1917, SS. 59~60. ^{参考文献}
- (7) ハーバード連邦税法の進歩よりした Sartorius von Waltershausen, *Deutsche Wirtschaftsgeschichte 1815~1914*, 1923, S. 419. Gerloff, W., *Die Finanz und Zollpolitik des deutschen Reiches*, 1913, SS. 410~414. ^{参考文献}
- (8) Schippel, a. a. O., SS. 58~59.

三 新関税法の役割と意義

上述のような内容をもつた新関税法は、第一次大戦以前におけるドイツの帝国主義的関税の典型をなすものとされているが、それはどのような意味で帝国主義的であると規定しうるのであらうか。本項では、新関税法および修正通商条約のもつ帝国主義的貿易政策としての役割ないし意義について二つの側面から検討してみたい。

まず第一の特徴として、新関税法が、⁽¹⁾ 110世紀初頭しだいに確立をみた金融資本の主導のもとに、重工業を中心とする獨占的組織の利害とユンカーカーを中心とする農業的利害との妥協的調整をうじて成立し、農業および工業の同時的保護⁽²⁾という性格をもつ点が注目される。新関税法はこれまでみてきたように主要穀物に対する複関税率の設定を中心とする農業保護の再強化が前面におしだされ、工業関税はその背後において実現され、しかもかなうやしも一樣に引上げられたわけではなく、据置または引下げられたものもみられたのである。この点は、表面的には新関税法の「強力な農業的傾向」⁽³⁾ *stark agrarische Tendenz* をあらわすものであるが、工業関税のもつ実質的意義を過小評価することは誤まりで、むしろ農業関税を前面におしださるるをえなかつた点に、すぐれて帝国主義的な貿易政策の特質がかくされてゐるのである。農業保護の役割としては、一般的には軍事的觀点にもとづく農村の培养と食糧自給体制の促進とか、あるいはユンカーカーが政治的、社会的に強大な勢力をもつ特殊ドイツ的事情が強調されてきたが、本質的には国内農業が金融資本の再生産構造の不可欠の構成部分をなしていた点に求められなければならぬ。すなわち、国内農業が一方では工業の必要とする低廉な労働力人口の供給源として、他方では種々の生

活資料や農機具、農薬、化学肥料などの工業製品を独占的価格で販売し、独占的利潤を取得する源泉として利用するというかたちで、金融資本の再生産構造の一環としてくみこまれていたのであって、この限りでは農業保護の拡充強化は工業部門の独占体の利益に合致するものであった。しかもこの場合、ヒルファーディングも指摘するように、⁽⁵⁾ 工業独占資本が重工業を中心として巨額の固定資本を擁し、高度の有機的構成を示し、労賃部分が相対的に小さかつたために農業関税にともなう食糧価格の騰貴による労賃の上昇に相当程度耐えられる状況にあったことも見逃がしえない。このような諸事情が新関税法における農業偏重という表面的特徴を生み出したのである。

他方、工業関税はさきに述べたように農業関税の背後においてとりあげられ、一般的には保護が強化されたが、品目によっては据置または引下げられたものも若干みられた。しかしこのことは、工業保護関税のもつ実質的意義を減殺するものではなく、重要工業製品に対する関税は、独占的組織の形成を促進するいわゆるカルテル保護関税としての性格をそなえていたとみることができる。たとえば、重工業製品の基軸である銑鉄については、一八七九年のビスマルク関税改革以来一〇〇キログラムあたり一マルクという税率が据置かれているが、鐵鋼業におけるきわめて急速な技術的発展に対応して銑鉄生産費は低減傾向にあり、同じ税率でもその実質的效果はいちじるしく異つたものとなっていたのである。⁽⁶⁾

かように新関税法は表面的には農業保護の再強化を前面におしだしながらも、実質的には重要工業製品についてのカルテル保護関税と主要農産物に対する高率の保護関税を同時に実現するものにほかならなかつた。一八七〇年代以降のドイツの貿易政策の展開過程は、ある意味では工業における独占体の利害と国内農業の利害との対立と妥協のくりかえしあつた。七九年のビスマルク改革は應急的な不況対策という性格をもちらながらも、八〇年代をつ

うじて農業保護の強化に重点がおかれて、九〇年代のカブリヴィによる「新コース」政策は工業製品の輸出市場拡大をつうじて、むしろ工業保護に力点をおくものであつたといえようが、一九〇二年の改革においてはじめて農業および工業の同時的保護という性格を実現したのである。その背後には、それまで種々の対立をはらんでいた工業における独占体の利害とユンカーを中心とする国内の農業的利害が、本格的な確立をみた金融資本の主導のもとに、その円滑な再生産の維持をはかるために、農業保護の強化を前面におしだすというきわめて巧妙なかたちで妥協せざるをえなかつたという状況が生み出されていいたのである。この点にドイツにおける帝国主義的貿易政策の特徴的なあり方が認められるのである。

第二の特徴として、新聞税法が国内市場の確保という保護関税のもつ消極的、防衛的側面と、輸出市場の拡大といふ積極的、攻撃的側面を両立させている点があげられる。この両側面はほんらいかならずしも矛盾なく一致するものではない。国内における保護関税障壁にもとづく独占的価格の維持は必然的に国内市場の狭隘化をもたらすものであるが、鉄鋼業のように巨大な固定資本を擁する重工業においては、販路の縮小のために生産制限を実施することは技術的にも困難であり、またかえつて生産費の昂騰をまねく可能性があつて、生産制限にはおのづから限度があり、過剰な商品の販路を外国市場に求めざるをえないるのである。しかし国内における保護関税の引上げは、諸外国における報復的な保護政策の強化を誘発し、通常の方法をもつてしては輸出の拡大をはかることはますます困難とならざるをえないるのである。かかる困難を打開する方策としては、ドイツの場合二つの手段が用いられた。いわゆるダンピングによる国内販売価格以下での輸出の强行と、通商条約網の形成による輸出市場の安定的確保策である。

ダンピングは、周知のように一八九〇年代以降、石炭、鉄鋼製品などについて強行され、とくに一九〇四年の製鋼聯合の成立を契機として、鉄鋼半製品を中心としてますます組織的になされるようになった。しかし、ダンピングは具体的には輸出カルテルによる輸出プレミアム制度というかたちで実施されるものであって、そのための手続がきわめて煩雑であるほかに、プレミアムの額が時期や地域によって変動しやすいこと、さらに種々の排他的取引条項（輸出奨励金清算所の帳簿閲覧権問題など）の存在のために、かららずも安定した輸出拡大策とはいえなかつた。⁽⁷⁾さらにドイツの半製品ダンピングがかえつて外国の加工産業を強化して、ドイツ自身の完製品輸出を不利にならしめるなどの弊害をともなつた。⁽⁸⁾

ダンピングが輸出拡大策としてさまざまの欠陥や難点をもつていたのに対しても、通商条約政策は、その性質上即効的効果は期待できないにしても、通商関係の長期的安定をつうじて輸出市場の確保をはかるという特徴をもつてゐる。通商条約政策は、上述のように一八九〇年代前半にカプリヴィによる「新コース」政策の一環として展開され、工業製品を中心とする輸出市場拡大のための方策として利用されたのであるが、かような政策は新関税法のもとにおいても基本的には継承された。一九〇四～五年に締結された修正通商条約は、ドイツの農業関税の大幅引上げのためにドイツ側の譲歩には大きな限界があつたが、相手国側から主として工業品関税の軽減を獲得するといふ点にかんしては、カプリヴィ条約と基本的には同一の性格をそなえていた。この場合、保護関税は通商条約締結交渉のための武器、手段として利用されたのであり、保護関税と通商条約はいわば表裏一体の関係にあつたのである。通説的理解では通商条約政策は一八九〇年代にだけみられた一時的、過渡的な政策手段であるとされているが、二〇世紀にはいつからも基本的には継承され、第一次大戦の勃発にいたるまでのドイツ貿易政策の重要な一環をか

たちがへつてゐたのである。通商条約それ自体は、貿易政策の古典的手段であつて、かならずしも帝国主義に固有の方策とはいふないが、ドイツの場合その内容や基盤はすぐれて帝国主義的な性格をそなえていたといふことがわかつ。

一九〇一年の新関税法は、前項で考察した複関税率制度の導入、最惠国条款の実質的効果を減殺する課税品目の細分化、報復関税の設定などの制度的特徴のはかに、上述のようにその帝国主義的性格として、金融資本の主導のもとに工業における独占体の利益とユンカーを中心とする農業的利益との妥協的結合をはかつたこと、および国内市場の確保と輸出市場の拡大とこう要請の両立をめざした点を指摘するにいたりである。国内農業を高率の関税によりて対外競争から保護し、独占体の利益につながる工業製品については国内市場の確保をはかりながら、他方では通商条約政策をつうじて輸出の拡大をめざすところ重性格 Doppelnatur⁽⁶⁾ が新関税法の重要な特徴であった。しかもでもなく帝国主義段階の貿易政策の役割としては、むくに資本輸出との関連——資本輸出を武器とする商品輸出の強行——をとつあがねぐれどあるが、小綱じだれしあたり一九〇一年関税改革のむき帝国主義的意義について論議的に検討することにいたりたい。

- (1) 宇野弘藏著『經濟政策論』一九五四年、一〇九��一。
- (2) 堀井克山編『世界經濟論』一九六一年、六四一。
- (3) Lang, L., *Hundert Jahre Zollpolitik*, 1906, S. 620.
- (4) Dawson, W. H., *The Evolution of Modern Germany*, 2nd ed. 1919, pp. 232~233. Frost, J., *Was muss der deutsche Staatshäger von der deutschen Landwirtschaft wissen?*, 1913, SS. 107~108.
- (5) Hilferding, R., *Der Funktionswechsel des Schutzzolles*, *Die Neue Zeit*, Bd. 21, II, 1903, S. 275.

(6) 技術的發展が鐵鋼業の競争を抑止した結果として生じた影響について R. Sonnenman, R., *Die Auswirkungen des Schutzzolls auf die Monopolisierung der deutschen Eisen und Stahlindustrie 1870—1892.* 1960, SS. 69～73. 〔訳題〕『19世紀後半の保護主義』。

(7) 輸出による制度の難点について Morgenroth, W., *Die Exportpolitik der Kartelle, 1907.* S. 56 ff. 〔訳題〕『製鋼業のStahlwerksverband』や第一次大戦前、第二次世界大戦・製鋼業の形態と展開——」〔『商業論集』第115卷回呼、16月大年11回、1回17頁、22回に分けて。〕

(8) ドイツの半製品輸出がイギリスの通商業を脅かした事実とその原因 Hauser, H., *Germany's Commercial Grip on the World, her Business Methods Explained, translated by Emanuel, M.*, 1917, p. 104.

(9) Sartorius von Waltershausen, a. a. O., SS. 416～417.

[参考] 小説は一九六五年六月、同様社大学人文科学研究所歴史資料研究会によって書いた研究解説の原稿を基に筆したものである。